

# 造林補助金交付通知書

平成20年 6月12日

南海電気鉄道株式会社 殿

奈良県吉野郡十津川村大字折立634  
十津川村森林組  
代表理事組合長 玉置 倬



さきに申請の委任があった19年度造林補助金について今回補助金額が決定、交付されました。ついては、さきに依頼を受けた条項に基づき、別紙の造林補助金交付明細書のとおり精算のうえ、お支払いすることになりましたので通知します。なお、補助金の交付には条件が付されていますので遵守されるよう併せて通知します。

## 記

1.	支払額	2,342,215 円
	ただし	
	補助金交付金額	2,602,460 円
	精算額	260,245 円
	差引額	2,342,215 円

## 2. 支払方法

(1) 口座振込 6月12日に三菱東京UFJ銀行関西中央支店の貴殿口座に振込みました。

## 3. 交付条件

(1) 補助金受領者は、補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に(ア)に掲げる行為をしようとする場合はあらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。(ア)当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定させた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は、補助事業施行地上の立木竹の全面伐採を行う行為。

- (2) 奈良県造林補助事業実施要領（平成3年11月5日治第202号。以下「要領」という。）に規定する市町村森林整備事業計画に基づいて行う事業である場合において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたときは、当該取り消しに係る事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- (3) 補植、保育等成林に必要な保育管理、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (4) 要領に規定する流域公益保全林整備事業、流域循環資源林整備事業における誘導伐を行った場合、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整第718号）に基づき締結された長期育成循環施業協定に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環を行わない場合（確実な更新が図られていると知事が認めた場合を除く。）及び立木の材積が長期育成循環施業協定に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったときは、交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (5) 奈良県補助金等交付規則及び奈良県造林事業補助金交付要綱を遵守すること。

# 造林補助金交付明細書

申請者

住所：大阪市中央区難波5-1-60

氏名：南海電気鉄道株式会社

事業名	事業区分	申請番号	補助金交付内訳					精算内訳					支払年月日	備考	
			造林・保育		補助金交付額計 円	樹種	面積 (ha)	樹種	苗木代		森林保険料 金額(円)	事務手数料 手数料(円)			精算額計 (円)
			造林樹種 保育種別	樹種					数量 (本)	単価 (円)					
流域公益保 全林整備事 業		001	枝打ち		5.34						78,070	78,070	702,638	20. 6. 12	H18繰越
		014	間伐		6.91						53,898	53,898	485,082		
		001	枝打ち	ス・七	2.66						38,889	38,889	350,003		
		003	間伐		2.66						20,748	20,748	186,732		
流域循環資 源林整備事 業		004	間伐		8.80						68,640	68,640	617,760		
計					26.37						260,245	260,245	2,342,215		5件

# 造林補助金交付通知書

平成21年 6月10日

南海電気鉄道株式会社 殿

奈良県吉野郡十津川村大字折立631-1  
十津川村森林組合  
代表理事組合長 玉置 俣生



さきに申請の委任があった20年度造林補助金について今回補助金額が決定、交付されました。ついては、さきに依頼を受けた条項に基づき、別紙の造林補助金交付明細書のとおり精算のうえ、お支払いすることになりましたので通知します。なお、補助金の交付には条件が付されていますので遵守されるよう併せて通知します。

## 記

1. 支払額 1,292,760 円

ただし

補助金交付金額 1,436,400 円

精算額 143,640 円

差引額 1,292,760 円

2. 支払方法

(1) 口座振込 6月10日に三菱東京UFJ銀行関西中央支店の貴殿口座に振込みました。

3. 交付条件

(1) 補助金受領者は、補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に(ア)に掲げる行為をしようとする場合はあらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。(ア)当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定させた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は、補助事業施行地上の立木竹の全面伐採を行う行為。

# 造林補助金交付明細書

申請者

住所：大阪府大阪市中央区難波5-1-60

氏名：南海電気鉄道株式会社

事業名	事業区分	申請番号	補助金交付内訳				精算内訳						支払年月日	支払額(円)	備考		
			造林・保育		補助金交付額計 円	苗木代			森林保険料		事務手数料	精算額計 (円)					
			樹種	面積 (ha)		樹種	数量 (本)	単価 (円)	金額 (円)	期間 (年)						金額 (円)	
流域育成林整備事業(森林整備基金分)	育成単層林	006	間伐	18.00	1,436,400						2年	143,640	143,640	1,292,760	21.6.10	H20	
				18.00	1,436,400												
計				18.00	1,436,400							0	143,640	143,640	1,292,760		1件

# 造林補助金交付通知書

平成21年 2月13日

南海電気鉄道株式会社 殿

奈良県吉野郡十津川村大字折立631-17

十津川村森林組合

代表理事組合長 玉置 偉



さきに申請の委任があつた20年度造林補助金について今回補助金額が決定、交付されました。ついては、さきに依頼を受けた条項に基づき、別紙の造林補助金交付明細書のとおり精算のうえ、お支払いすることになりましたので通知します。なお、補助金の交付には条件が付されていますので遵守されるよう併せて通知します。

## 記

1. 支払額 1,052,640 円

ただし

補助金交付金額 1,169,600 円

精算額 116,960 円

差引額 1,052,640 円

## 2. 支払方法

(1) 口座振込 2月13日に三菱東京UFJ銀行関西中央支店の貴殿口座に振込みました。

## 3. 交付条件

(1) 補助金受領者は、補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に(ア)に掲げる行為をしようとする場合はあらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。(ア)当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定させた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は、補助事業施行地上の立木竹の全面伐採を行う行為。

- (2) 奈良県造林補助事業実施要領（平成3年11月5日治第202号。以下「要領」という。）に規定する市町村森林整備事業計画に基づいて行う事業である場合において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたときは、当該取り消しに係る事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- (3) 補植、保育等成林に必要な保育管理、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (4) 要領に規定する流域公益保全林整備事業、流域循環資源林整備事業における誘導伐を行った場合、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号）に基づき締結された長期育成循環施業協定に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環を行わない場合（確実な更新が図られていると知事が認めた場合を除く。）及び立木の材積が長期育成循環施業協定に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったときは、交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (5) 奈良県補助金等交付規則及び奈良県造林事業補助金交付要綱を遵守すること。

# 造林補助金交付明細書

申請者

住所：大阪府大阪市中央区難波5-1-60

氏名：南海電気鉄道株式会社

事業名	事業区分	申請番号	補助金交付内訳										支払額(円)	支払年月日	備考		
			造林・保育			苗木代				森林保険料		事務手数料				精算額計(円)	
			造林樹種	面積(ha)	補助金交付額計(円)	樹種	数量(本)	単価(円)	金額(円)	期間(年)	金額(円)	手数料(円)					
			保育種別	樹種	面積(ha)	樹種	数量(本)	単価(円)	金額(円)	期間(年)	金額(円)	手数料(円)					
流域育成林整備事業(森林環境保全整備事業分)	育成単層林	001	枝打ち	ア・エ	8.00	1,169,600						2年		116,960	1,052,640	21.02.13	H20
					8.00	1,169,600								116,960	1,052,640		1件
計					8.00	1,169,600								116,960	1,052,640		1件





# 造林補助金交付通知書

平成22年 2月22日

南海電気鉄道株式会社 殿

奈良県吉野郡十津川村大字折立634-1  
十津川村森林組合  
代表理事組合長 玉置 倅生

さきに申請の委任があった21年度造林補助金について今回補助金額が決定、交付されました。ついては、さきに依頼を受けた条項に基づき、別紙の造林補助金交付明細書のとおり精算のうえ、お支払いすることになりましたので通知します。なお、補助金の交付には条件が付されていますので遵守されるよう併せて通知します。

## 記

1. 支払額 2,052,904 円

ただし

補助金交付金額 2,281,004 円

精算額 228,100 円

差引額 2,052,904 円

2. 支払方法

(1) 口座振込 2月22日に三菱東京UFJ銀行関西中央支店の貴殿口座に振込みました。

3. 交付条件

(1) 補助金受領者は、補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に(ア)に掲げる行為をしようとする場合はあらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。(ア)当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定させた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は、補助事業施行地上の立木竹の全面伐採を行う行為。

- (2) 奈良県造林補助事業実施要領（平成3年11月5日治第202号。以下「要領」という。）に規定する市町村森林整備事業計画に基づいて行う事業である場合において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたときは、当該取り消しに係る事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額を返還すること。
- (3) 補植、保育等成林に必要な保育管理、その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (4) 要領に規定する流域公益保全林整備事業、流域循環資源林整備事業における誘導伐を行った場合、当該林地につき、「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号）に基づき締結された長期育成循環施業協定に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環を行わない場合（確実な更新が図られていると知事が認めた場合を除く。）及び立木の材積が長期育成循環施業協定に定める維持すべき立木の材積を下回る事となる伐採を行ったときは、交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (5) 奈良県補助金等交付規則及び奈良県造林事業補助金交付要綱を遵守すること。

# 造林補助金交付明細書

申請者

住所：大阪府大阪市中央区巖波5-1-60

氏名：南満富気株式会社

事業名	事業区分	申請番号	補助金交付内訳				精算内訳						支払額(円)	支払年月日	備考	
			造林樹種 保有種別	面積 (ha)	補助金交付額計 円	樹種	数量 (本)	単価 (円)	金額 (円)	森林保険料		事務手数料				精算額計 (円)
										期間 (年)	金額 (円)					
新設育成投資 事業(水工 基金林) 水運投資業 (分)	育成単層林	001	桧打ち	8.00	1,169,600						116,960	116,960	1,052,640	22. 2. 22	H21	
			間伐	14.14	1,111,404							111,140	111,140			1,000,264
計				22.14	2,281,004						228,100	228,100	2,052,904		2件	

# 造林補助金交付通知書

平成22年 6月10日

南海電気鉄道株式会社 殿

奈良県吉野郡十津川村大字折立631-1

十津川村森林組合

代表理事組合長 玉置 傳生

さきに申請の委任があった21年度造林補助金について今回補助金額が決定、交付されました。ついては、さきに依頼を受けた条項に基づき、別紙の造林補助金交付明細書のとおり精算のうえ、お支払いすることになりましたので通知します。なお、補助金の交付には条件が付されていますので遵守されるよう併せて通知します。

## 記

1. 支払額 1,742,976 円

ただし

補助金交付金額 1,936,640 円

精算額 193,664 円

差引額 1,742,976 円

2. 支払方法

(1) 口座振込 6月10日に三菱東京UFJ銀行関西中央支店の貴殿口座に振込みました。

3. 交付条件

(1) 補助金受領者は、補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に（ア）に掲げる行為をしようとする場合はあらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。（ア）当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定させた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は、補助事業施行地上の立木竹の全面伐採を行う行為。

# 造林補助金交付明細書

申請者

住所：大阪府大阪市中央区難波5-1-60

氏名：南海電氣鉄道株式会社

事業名	事業区分	申請番号	補助金交付内訳				精算内訳						支払年月日	支払額(円)	備考	
			造林・保育		補助金交付額計 円	苗木代			森林保険料		事務手数料	精算額計 (円)				
			造林樹種 保育種別	樹種		面積 (ha)	樹種	数量 (本)	単価 (円)	金額 (円)						期間 (年)
森林育成林養 護事業(水工 保全林)(林 分)	機能増進保 育	025	S・E	16.00	1,936,640					2年			193,664	1,742,976	22.06.10	H21
<b>計</b>				16.00	1,936,640				0				193,664	1,742,976		1件